

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13556

研究課題名（和文）レイモン・サレイユ民法学における事実的基礎と法的構成

研究課題名（英文）Facts and Legal Concepts in Raymond Saleilles' Jurisprudence

研究代表者

池田 悠太（IKEDA, Yuta）

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10779458

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,800,000円

研究成果の概要（和文）：サレイユ民法学において、「人」「行為」の概念の構成にあたって、事実的基礎としての意思を踏まえつつ法的に意思概念を構成するという第一の法学的な方法が採られていること、それは、事実的観察に基づいて前法的規範を定立したうえで法的構成によって法的規範を定立するという第二の法学的な方法における一形態として位置付けられること、そこにおいて、法的構成は技術的意義のみならず価値的意義を有するということ、などを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

意思の概念について、法を事実に密接させる方向性と法を事実から乖離させる方向性とが見られるが、本研究は、そのいずれとも異なる考え方の可能性を示唆している。また、およそ概念の構成という作用についても、法学の自律性が問われるなかで、法学固有の作用として、また、社会問題を離れた技術的な概念構成への偏重が指摘されるなかで、法的世界観の提示という価値的な意義をも有するものとして、概念構成を捉える可能性を本研究は示唆している。

研究成果の概要（英文）：By examining Raymond Saleilles' conceptions of person and contract, this research highlighted a jurisprudential aspect of his discussion. In establishing the legal concept of intention, while referring to the psychological concept of intention, his construction was independent of it. This approach is one form of his legal method. He believed that, when jurists construct legal norms, they should refer to the sociological exploration of prelegal norms, but not totally depend on it. This process of jurisprudential construction is not a purely technical operation but reflects how a jurist views the world.

研究分野：民法

キーワード：民法学 法人論 法律行為論 法学方法論 サレイユ 意思 法的構成 事実

1. 研究開始当初の背景

人間の社会について、民法学は「権利義務関係」としてそれを把握し、その主体たる「人」、客体たる「物」、発生原因たる「行為」といった基本概念を用いてそれに考察を加えてきた。本研究は、このうち「人」すなわち法主体の概念及び「行為」すなわち法行為の概念について考察するものである。

(1) 本研究の学術的背景　まず、法主体の概念については、法人を含む「人」がいかなる意味において「人」であるのか、という基本問題があり、法行為の概念についても、そもそも、意思やその表示によっていかにして権利義務が発生するのか、「行為」はいかなる意味において権利義務を発生させる「行為」であるのか、といった基本問題があるところ、日本民法学における議論状況と、近時の日本の法状況とを踏まえると、法主体の概念についてのさらなる考察が促されているように思われる。そして、法主体の概念と法行為の概念とは、従来別個に論じられることがほとんどであったように思われるが、法主体論と法行為論とは、事実の世界を法の世界へと媒介する概念を扱うものとして共通し、権利の帰属と発生という2つの側面を扱うものとして連続し、意思の概念を扱う点において共通すると考えられる。そこで、本研究において、法主体概念及び法行為概念のそれぞれについて考察するとともに、両者を関連付けて考察する、ということが行われるに至った。

(2) 本研究の着想に至った経緯　本研究の開始に先立って、研究代表者は、一方で、契約法について一定の研究活動を行い、成果を得ていた。それを通じて、契約の解釈をめぐる議論の内外で「契約」や「意思」に盛り込まれた意味について理解を深めるに至ったが、同時に、より基礎的な検討を行う必要性を認識するに至った。他方で、研究代表者は法人法についても既に一定の研究活動を行い、成果を得ていた。それを通じて、近時の立法や判例を素材に法人法の基本問題について検討するとともに、それらをめぐる議論の状況を認識するに至ったが、同時に、基礎的な検討を行う必要性を認識するに至った。研究代表者は、これらの成果を踏まえつつ発展させることによって、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

以上のような背景のもとで、本研究は、「人」すなわち法主体の概念及び「行為」すなわち法行為の概念について考察すべく、レイモン・サレイユ (Raymond Saleilles) の民法学がそれらの概念をどのように構成しているかを明らかにすることを目的とするものとして計画された。

(1) サレイユ民法学における法主体の概念　具体的には、第一に、サレイユ民法学においてどのように法主体の概念が構成されているかを明らかにすることが課題として設定された。サレイユの法人論の存在は広く知られながらその内容は十分に明らかにされてこなかったと思われるが、本研究では、サレイユの法人論を内在的かつ全体的に理解することが目指された。

(2) サレイユ民法学における法行為の概念　第二に、サレイユ民法学においてどのように法行為の概念が構成されているかを明らかにすることが課題として設定された。サレイユの法律行為論についての従来の検討は一面的であったり部分的であったりしたと思われるため、本研究では、サレイユの法律行為論を全面的かつ全体的に理解することが目指された。

(3) サレイユ民法学における事実的基礎と法的構成　第三に、本研究では、法主体論・法行為論の個別的な考察のみならず、以下のような全体的な考察も目指された。

法主体論と法行為論　まず、サレイユ民法学における法主体論と法行為論とを関連付けて考察することで、両者に共通して見られる特徴を明らかにし、翻って、それによって前者を後者との関係において、後者を前者との関係において、よりよく理解する、ということが目指された。その際に立てられた仮説が、「事実的基礎と法的構成」という題目の示すものであり、事実的な意思を基礎としつつ意思を法的に構成する点において両者は共通する、というものである。

法主体論・法行為論と法学方法論　さらにサレイユは、隣接諸学との関係において民法学の存在意義を探究した科学学派の主唱者として法学方法論においても知られている。そこで、「事実的基礎と法的構成」という法主体論及び法行為論の特徴は、サレイユの法学方法論と親和的なのではないかという仮説が得られ、本研究では、サレイユの法学方法論の内容を明らかにし、それとの関係において法主体論及び法行為論をよりよく理解する、ということも目指された。

3. 研究の方法

以上のような目的を達成するために、本研究では、読解対象となるテキストを明確に措定し、それを読解する作業に注力した。

(1) メイン・テキストの読解　サレイユの議論は、法主体論においても法行為論においても、その存在は十分に認識されてきたが、その内容は十分に理解されてこなかったと思われる。そのことは、サレイユのテキストが、一読して体系的・統一的に理解することが容易であるようなものでないことに由来すると思われる。そこで、本研究では、サレイユの特定のテキストをメイン・テキストとして措定し、それらを正確に読解することに、何よりもまず注力した。

メイン・テキストとして措定したのは、法主体論については『法人格について』(De la

personnalité juridique)であり、法行為論については『意思表示について』(De la déclaration de volonté)である。前者は特にその第21課以下に、後者は特にそのうち「理論」が示されている箇所に、さらに特定される。法学方法論については、サレイユは1つの単位をなすものとしてテキストを残していないことから、「民法学と比較法学」(Droit civil et droit comparé)などの8つの著作を個別的に読解したうえでそれらを総合することとした。

(2) サブ・テキストとの対比 このように、本研究においては、テキストそのものから得られるものを明らかにすることがまず必要だと考えられるが、テキストについての理解はコンテキストによって位置付けを与えられることによって深まるということも確かである。そこで、メイン・テキストそれ自体の読解によってその内容を明らかにしたうえで、サブ・テキストの読解も行い、両者を対比するという作業も行った。

サブ・テキストとなりうるものとしては、法学的なものや非法学的なもの、同時的なものや事後的なもの、フランスやドイツにおけるものと日本におけるもの、などがほぼ無限に考えられるが、とりわけ、まず、別途サレイユ自身によって取り上げられることがあることから、同時代のフランス及びドイツのテキストを重視した。また、メイン・テキストから得られる考え方の日本民法学における位置付けを明らかにし、そこから示唆を得るために、日本のテキストを重視した。

4. 研究成果

以上のような方法によって検討した結果、以下の通り、少なくともその存在は広く知られていたサレイユ民法学について新しい理解を示すとともに、それとの対比を通じて、これまでの日本民法学が持っていた偏差を示し、批判することができたものと思われる。

(1) サレイユ民法学における法主体の概念 サレイユ民法学においてどのように法主体の概念が構成されているかを明らかにするという第一の課題に対しては、以下のような解答が得られた。

メイン・テキストの内容 まず、『法人格について』の読解からは、以下の内容が明らかになった。

そこにおいては一方で、権利の定義から出発し、そこから法主体の定義や要件を導く、ということが行われ、他方で、人格は法実在であり、法実在とは外的存在と内的観念との間の関係のうち法的通念に合致するものである、という理解から出発し、法的通念を探究する、ということが行われている、と言えるが、これらのアプローチはいずれも、サレイユ自身の思考を反映した法的通念の解釈として、総合的に受け取ることができるものと思われる。

そして、このような構造をなす議論において述べられているのは、第一に、客観的要素としての組織体、主観的要素としての意思、社会的要素としての利益という3つの要素が備わったものが法主体になるのであり、人間と社団、財団がそれらを備えている、というものだと考えられる。具体的には、人間の場合には、組織体に、当該存在を司る目的と、法関係による規律というメカニズムとが内在しており、行使主体が別の人間である場合にも法関係上の目的によって行使主体が規律されることによって、行使主体の意思は帰属主体に仕える意思となり、行使主体のもとで帰属主体となるべき人間とその観念的意思が表象され、その人間が力を有する主体として立ち現れる、ということが、社団・財団の場合には、組織体に、当該存在を司る目的と、定款による規律というメカニズムとが内在しており、定款上の目的に社員や理事が規律されることによって、社員や理事の意思が社団や財団に仕える意思となり、社員や理事のもとで社団や財団とその観念的意思が表象され、社団や財団が力を有する法主体として立ち現れる、ということが、述べられていると考えられる。こうして、目的による規律という現象の両面として法主体の客観的要素と主観的要素とが位置付けられるとともに、社会的要素は、これらがあるときに原則として認められるものとして位置付けられていると言える。

第二に、サレイユの法人論において、法人は実在であるとされる。そこでは、まずは、このような組織体と法主体概念との関係が法的通念に合致しているということが述べられていると言える。もっとも、これだけでは説明できない箇所もあり、これに加えて、このような組織体の基礎に人間があり、当該組織体の意思の心理的な基礎として人間の意思がある、ということも述べられていると考えられる。

サブ・テキストとの対比 このようなサレイユの民法学を、一方で、同時代の仏独民法学と対比すると、サレイユの法人論が、第一に、法主体の概念を認めただけで社団や財団を法人として法主体とする点に、第二に、法人の法人格が法実在であるという意味において法人を法実在とする点に、特徴を有しているということが明らかになった。

他方で、日本民法学と対比すると、以下のことが明らかになった。まず、サレイユの法人論が日本民法学においてどのように理解され位置付けられてきたかということを検討した結果、あるいは法人の構造について、客観的要素としての組織体及び主観的要素としての意思の内実が軽視され、社会的要素としての利益の内実が変更されるという形で、あるいは法人の実在性について、社会学的観点との関係や立法権との関係が軽視ないし変更されるという形で、変容を被りながら、日本民法学の基底をなしてきた、ということが明らかになった。

そして、より広く日本の法人論との対比を行った結果、サレイユの法人論は、一方で、法主体であるということの意義ないし効果を、いわば技術的な観点から、当該存在に対する債権者が排他的に差し押さえる財産があるということに求めるのではなく、そのような責任との関係でのいわばマクロな財産の帰属主体になるということと区別して、権利がある存在に帰属すると

いわゆるマイクロな財産の帰属を問題とし、権利がある存在に帰属するということが当該権利の行使によって当該存在の観念的な意思が実現されるべきことを含意するという理解のもと、そのような意味において権利の帰属主体になるということに法主体であるということの意義ないし効果を求める可能性が示唆している、と考えられた。他方で、いかなる存在が法主体となるのかという問題についても、第一に、法主体にとっての目的の意義を再考する余地を、第二に、法主体の意思とは何かを再考する余地を示唆しており、さらに、社団法人と財団法人との区別や営利法人と非営利法人との区別を再考する余地も示唆している、と考えられた。

(2) サレイユ民法学における法行為の概念 サレイユ民法学においてどのように法行為の概念が構成されているかを明らかにするという第二の課題に対しては、以下のような解答が得られた。

メイン・テキストの内容 まず、『意思表示について』の読解からは、以下の内容が明らかになった。

まず、総論的には、意思理論として、真実の意思に基づかなければ法効果が生じないとするものが挙げられ、表示理論として、表示から導かれる擬制的な意思に従って法効果が発生するものが挙げられたうえで、ドイツ民法典がそれらの中間的な理論に基づいているということが述べられていると言える。

そして、このような総論的な記述は、「法律行為解釈の理論」「錯誤の理論」「無効性の理論」「取消可能性の理論」に関する各論的な記述によって支えられていると考えられる。後三者についてはここでは割愛せざるをえないが、「法律行為解釈の理論」においては、一方で、意思理論の契機として、意思表示・法律行為の解釈があくまでも意思の探求であるとされる点が示され、他方で、それが心理的意思の探求ではなく、外的事実から、一定の者が行いうる探求として、終局的意欲行為という一定の段階における意思を探求する作用であるとされている点が、表示理論の契機として示されていると考えられる。さらに、法律行為の内容確定にあたって法律行為の解釈の外側に位置付けられる作用が、一方で多かれ少なかれ意思の探求ないし構成でありつつ、他方で心理的意思の探求ではなく一定の構成作用であると考えられるということも、意思理論と表示理論との中間的理論を示唆するものとされていると思われる。

サブ・テキストとの対比 このようなサレイユの民法学を、特にその法律行為論の中核をなす「法律行為解釈の理論」について、一方で、同時代の仏独民法学と対比すると、サレイユの法律行為論は、第一に、意思とも表示とも区別された意思表示を基礎に据えるという点に、第二に、意思表示を基礎に据えた一元的な理論を提示するものであるという点に、特徴を有しているということが明らかになった。

他方で、日本民法学と対比すると、以下のことが明らかになった。まず、サレイユの法律行為論が日本民法学においてどのように理解され位置付けられてきたかということを検討した結果、日本民法学においては、サレイユの法律行為論は、法律の解釈と法律行為の解釈との異質性や意思への繋留の契機を捨象した形で一面的に理解され、最初は肯定的評価の対象となる一方でその後は否定的評価の対象となってきたということ、サレイユの法律行為論はダンツの法律行為論との相違点を捨象して理解されてきたということ、そのダンツの法律行為論は、あくまでもダンツの法律行為論として、法律の解釈と法律行為の解釈との同質性を説き、意思の契機を否定するものとして概ね理解され、やはり最初は肯定的評価の対象となる一方でその後は否定的評価の対象とされてきたということ、を指摘することができた。

そして、より広く日本の法人論との対比を行った結果、サレイユの法律行為論は、第一に、契約の解釈に関して、一方で、契約を意思から乖離させつつも、なお意思に繋留し、他方で、契約を意思に繋留しつつも、一元論を提示する可能性を示唆しており、債権法改正の過程で見られた考え方をそのように再構成する可能性や、民法 91 条をそのように解釈する可能性を示唆している、と考えられた。第二に、契約における意思の意義に関して、一方で、意思の意義を重視しつつも、とりわけ事実的な意思の意義を重視する考え方も異なり、内容規制等も内包しうる法的な意思の意義を重視する可能性を示唆しており、他方で、意思の意義を相対化しつつも、現在化を否定するのではなくむしろさしあたり肯定し、意思を正義と対置するというよりもむしろ意思に正義を含める可能性を、類型化の肯否とはさしあたり無関係の考え方として、そして、意思を制度に解消する考え方と類似するものとして、示唆している、と考えられた。第三に、法律行為における意思表示の意義に関して、従来とは異なる観点から、事実的な意思を法的に構成するための装置として意思表示を捉える可能性を示唆していると考えられた。

(3) サレイユ民法学における事実的基礎と法的構成 以上の各論を踏まえ、総論としても、サレイユの民法学における法主体概念の構成と法行為概念の構成とに共通して見られる特徴を()、サレイユの法学方法論との関係において()、以下の通り、示すことができた。

法主体論と法行為論 意思の概念に注目するに、まず、サレイユの民法学において、法主体の意思は、一方で、権利行使主体の心理的な意思のうちに事実的な基礎を有すると同時に、他方で、それが定款や法関係のもとで法主体の目的によって規律されるというメカニズムによって法的に構成されたものであると考えられ、法行為の主体の意思も、一方で、行為主体の心理的な意思のうちに事実的な基礎を有すると同時に、他方で、それが効果帰属主体の目的によって規律されるというメカニズムや、それが表示を介して探求されるというメカニズムによって、法的に構成されたものであると考えられる。このように、法主体論と法行為論を通じて、意思の概念は、心理的な意思のうちに事実的な基礎を有すると同時に、法的なメカニズムによって構成され

たものである、とすることができると思われる。

そして、このように意思の概念を構成するによって、法主体の概念を、一方で法主体の事実に意思から乖離させつつ、他方で法主体の法的な意思に、ひいてはその事実に基礎をなすところの権利行使主体の事実に意思に、繋留することが可能になっており、また、法行為の概念を、一方で行為主体の事実に意思から一定程度乖離させつつ、他方で行為主体や効果帰属主体の法的な意思に、ひいてはその事実に基礎をなすところの行為主体の事実に意思にも一定程度、繋留することが可能になっている、と考えられる。

このような 事実に基礎としての意思とその法的構成 と言うべき方法は、社会学や心理学といった隣接諸学によるアプローチを踏まえつつもそれとは区別された、法学的なものであるとすることができると思われる（以下、この方法を「法学的方法」という。）。

法主体論・法行為論と法学方法論 しかるに、サレイユの法学方法論を8つの著作から再構成するに、それは、隣接諸学と同様に、社会問題を考慮すべく、社会の観察と比較法に基づいて前法的規範を定立したうえで、法学固有の作業として、恣意性や不確実性を排除すべく、法的構成によって法的規範を定立する、という法学の方法を提示するものとして、捉えることができると思われる。そして、この、 事実に観察に基づく前法的規範の定立と法的構成による法的規範の定立 という方法（以下、この方法を「法学的方法」という。）が用いられているものとして、サレイユの法主体論や法行為論を捉えることができると思われる。

そこで、法学的方法 と法学的方法 との関係を検討するに、法学的方法 は、まず法学的方法 の一環として位置付けられる。もっとも、法学的方法 の枠内において、法主体や法行為というものは、事実に意思から乖離して社会的要請に開かれつつ、なお事実に・法的な意思に繋留されて個人の自律という価値に資するものである、という法的な世界観に基づいて、それに適合する概念構成の方法として、更に法学的方法 が選択されているのだと考えられる。ここには、およそ概念構成を含む法的構成は、恣意性や不確実性を排除するという技術的な意義を有するのみならず、一定の法的世界観を提示するという価値的な意義を有する、あるいは少なくとも有する、ということも示されていると考えられる。なお、法学的方法 は直接的には解釈論に関するものであるが、法学的方法 はその外にも広がりうる。

法主体論・法行為論と法学方法論とが親和的であるという当初の仮説は、このように修正や特定を被りながら、肯定的に検証されたものと考えられる。

日本民法学への示唆 以上のような検討結果を踏まえたうえで振り返ると、日本民法学では、法主体論においては、一方で法人の事実に意思が無造作に認められたり、他方で事実に意思から法人が乖離したりしており、法行為論においては、一方で法律行為が意思から完全に切り離されるか、他方で部分的であれ事実に意思に基づくものとされるか、もっぱら両極の考え方が存在してきたものと思われ、法学的方法 に当たるものはなかったと思われる。法主体における意思と法行為における意思とは関連付けて議論されてこなかったものと思われるが、我妻民法学を例にとると、法人論は法人の社会的価値を、法律行為論は表示の有すべき意味を、それ自体として問題にするものであって、そこでは法主体も法行為も事実に基礎を完全に離れた存在を獲得しているように見える。その結果、国家による評価の契機が強調されることになり、この点で我妻民法学はサレイユ民法学と対照をなすと思われる。

サレイユ民法学における意思概念の構成は、このように日本民法学における意思概念の内容について再考を促しているとともに、概念の構成という作用を持つ意味についても再考を促していると考えられる。法学の自律性が問われるなかで、法学固有の作用として、また、社会問題を離れた技術的な概念構成への偏重が指摘されるなかで、法的世界観の提示という価値的な意義を有するものとして、概念構成を捉える可能性が、示唆されていると考えられる。

(4) その他 以上が本研究の中核的な成果であるが、その過程で考察の必要性を認識し、第一に、法行為論について、日本の民法学と民法典との関係について考察した。その結果、日本民法典のうちに、一方で日本民法学における議論におけるのとは異なり、他方でサレイユの法律行為論と親和的な、考え方を見出すことができたと思われる。第二に、サレイユの法学方法論に照らして日本民法学について考察した。その結果、民法解釈の方法については、民法解釈において社会問題が考慮されるという理解は日本民法学において長らく示されてきたこと、そのように事実に観察の契機が重視される場合には法的構成の契機は軽視される傾向にあったこと、法的構成の契機が重視される反面において事実に観察の契機が軽視される傾向も見られたこと、サレイユの法学方法論はこれら2つの契機をいずれか一方に偏ることなく双方とも認めることの可能性を示唆していること、を示し、民法学の方法については、サレイユ民法学が示唆する法的構成の意義や位置付けは必ずしも意識されてこなかったこと、しかしほぼ常に何らかの意義を有するものとして法的構成の余地が認められていると解することができ、そこではサレイユ民法学が示唆するような法的構成の意義や位置付けも認められる余地があると思われること、を示すことができたと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 137 (9)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1644-1717
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田悠太	4. 巻 137 (10)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1865-1947
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田悠太	4. 巻 137 (11)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (3)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 2106-2194
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田悠太	4. 巻 137 (12)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (4)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 2228-2308
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (2)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (5)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 439-538
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (3)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (6)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 630-713
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (4)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (7)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 715-806
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (5)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (8)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 937-1024
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (6)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (9)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1069-1163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 138 (7)
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの (10・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1263-1353
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 85 (2)
2. 論文標題 法解釈における事実的観察と法的構成 サレイユの法学方法論を手がかりに	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 1-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 83
2. 論文標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池田悠太
2. 発表標題 事実的基礎としての意思とその法的構成 サレイユ民法学における法学的なもの
3. 学会等名 日本私法学会第84回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 沖野眞巳 = 水野紀子 = 森田宏樹 = 丸山絵美子 = 森永淑子編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数
3. 書名 (河上正二先生古稀記念論文集)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------